剰余金処分計算書

(第75年度)

(単位・円)

科			金額
1. 当 期 未 処	分 剰 余 🕏	金	967, 810, 934
2. 剰 余 金	処 分 智	額	778, 863, 659
(1) 利 益	準 備 3	金	140, 000, 000
(2) 任 意	積 立	金	300, 000, 000
	と安定準備金 大補償積立金		(150, 000, 000) (150, 000, 000)
(3) 出 資	配 当	金	108, 924, 400
(4) 事 業 分	量配当金	金	229, 939, 259
3. 次 期 繰	越剰余	金	188, 947, 275

- (注)1. 出資配当金は、年2%の割合である。
 - 2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりである。

基準利用高1万円に対し22.25円である。

品目別に事業分量と手数料率を勘案して、次のとおり利用高を調整する。

基準利用高=利用高×調整率

(調整率)

- 0.1 民間流通米・麦類・鶏卵代行
- 0.15 自動車・生鮮食品・さとうきび・成牛
- 0.2 店舗器材・店舗用品・食鳥資材・生かんしょ・肉牛・種豚・肉豚・子牛・子豚・原料卵
- 一般食品・食糧販売・飼料・鶏卵資材・果実・鶏卵・種鶏廃鶏 0.3
- 0.5 肥料・米麦資材・澱粉特産資材・建築(施設)・生活資材・でん粉・特産品・野菜
- 0.7 農薬・園芸資材・燃料・代行施行・花き・茶
- 農業機械・種子・建築(住宅)・大中家畜資材・設計・加工用米
- 3. 任意積立金の種類および積立目的、取崩基準等は次のとおりである。
 - (1) 経営基盤安定準備金
 - ① 積立目的

経営基盤の安定化をはかるための積立を行う。

- ② 積立目標額 25億円
- ③ 取崩基準
 - (ア) 金融経済環境の急激な変化による利益の減少
 - (イ) 会計等法制度の変更による利益の減少
 - (ウ) 繰延税金資産の償却

等の事由が発生した場合に、必要と認める額を経営管理委員会の決議により、取り崩すものとする。

- (2) 事業損失補償積立金
 - 積立目的

天災・事故等の不可抗力による農家・ J A の損失等に対し、事業運営の健全化と経営の安定を はかるための積立を行う。

- ② 積立目標額
 - 100億円
- ③ 取崩基準

天災や市況等、農家・JAの経営に大きな影響を与える場合、必要と認める額を経営管理委員会の 決議により取り崩すものとする。

4. 次期繰越剰余金には、教育・生活・文化改善の事業費用に充てるための繰越額35,000千円が含まれている。